

3 R 宣 言 書

昭和 24 年（1949 年）に日本射撃協会が設立され、その後、昭和 28 年（1953 年）、日本射撃協会から分派し、ライフル射撃・ピストル射撃競技を管轄する日本ライフル射撃協会、クレー射撃競技を管轄する『日本クレー射撃協会』が誕生しました。

これまでの長い歴史を振り返ると、昭和 45 年（1970 年）アマチュア規定違反等により日本体育協会より除名処分となり、当時の関係者の弛まぬご尽力により昭和 48 年（1973 年）に加盟復帰、平成 9～10 年（1997～1998 年）、セクハラ問題が発生し、国体参加辞退や当時の理事執行部総辞職、平成 21～23 年（2009～2011 年）の協会運営混乱や基本財産の不当流用に伴う文部科学省から改善指導、日本体育協会から勧告処分、日本オリンピック委員会から資格停止処分を受けるなど、必ずしも順風満帆とは言えない状況がありました。

当協会は、昭和 53 年（1978 年）、当時の文部省より社団法人の認可を得て以来、定款に基づく公益活動を続けて参りましたが、平成 26 年（2014 年）、内閣府より認可を得て一般社団法人へ移行しました。

一般社団法人は、従来の公益法人と比べて国からの行政指導等を受ける範囲が狭くなりますが、相反して高度な団体自治能力が世間より求められます。

これまでの混乱が二度と起きないよう内部改革を推進し、定款に掲げられたクレー射撃競技の「普及・振興、並びに競技力向上」を推奨し、日本におけるクレー射撃競技の再興復活を目指す…という願いを込め、REBORN（生まれ変わる）、REVOLUTION（改革）、RENAISSANCE（再生・復活）という 3 つの頭文字を引用し、『3 R（スリー・アール）宣言』として、会員選手・指導者・役員の分け隔て無くここに崇高な誓いを立て、誓約事項の遵守を謳い、中・長期的にはクレー射撃競技の再興・復活、短期的には 2020 年東京五輪の成功に向けて、関係者が一丸でこれに取り組むことをここに宣言します。

平成 28 年 6 月 28 日

一般社団法人 日本クレー射撃協会

会 長

高橋義博



« 3R宣言 誓約事項8項目 »

1. 規則を守り、スポーツマンシップに則ります

当協会の上部団体が示すスポーツ憲章やオリンピック憲章に掲げられた取り組みを理解すると共に、当協会内における諸規定・規則を遵守し、スポーツマンシップを尊び、倫理性の高い道徳やマナーを奨励します。

2 クレー射撃を愛し、若い選手・役員を皆で育てます

クレー射撃競技の普及・振興や競技力向上に努め、当協会や会員の社会的地位向上を目指し、且つ、優秀な選手・指導者・役員の育成を責務とします。

3 皆で決めたことは、皆で守ります

協会活動に参画する際はインティグリティ（高潔さ）の保持に努め、競技ルールは下より、協会の決定事項に従います。

4 会員・選手あっての協会、会員・選手を第一に考えます

選手・指導者・役員共に、アスリートファースト（選手優先）の考え方を基本とした競技会・協会運営を目指し、これに協力します。

5 協会は皆のものであり、皆と仲良く助け合います

監督・コーチや役員など指導者的立場にある場合、その職務・職責を理解し、越権行為を慎み、個人的な人間関係を協会運営に持ち込むことを排除します。また、本部や地方協会・部会における相互の情報交換や連携を深め、共通認識の保持に努めます。

6 禁止された行為は行いません

あらゆるアンチハラスメントに賛同し、競技会や協会運営から独善・独断的行動を排除します。特に、アンチドーピングを推奨し、この活動に対し積極的に取り組みます。

7 銃砲所持者の模範となるよう努めます

反社会的団体との関係や、またそのような関係を想像させる行為を排除すると共に威圧的言動や恫喝行為を追放し、且つ、銃砲・火薬類等関係法令・規則を遵守し、他の銃砲所持者の模範となるよう努めます。

8 何事も話し合いで解決します

本部や地方協会・部会に対する異議や見解の相違は、話し合いによる解決に努め、合意が得られない場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に最終判断を委ねます。

以上

以 上

(投票結果：賛成 47 反対 0)

(閉会 15 時)

(5) 3R(スリー・アール)宣言書について
当協会におけるこれまでの混乱や諸問題の再発防止、ガバナンスの強化・整備等々の為、理事会で「3R 宣言書」を作成。総会承認を経て、協会内外へ同宣言書を広く公表し、誓約事項の遵守にあたりたい。
配布資料にそつて誓約事項の説明があり、投票形式による採決の結果、3R (スリー・アール) 宣言書が承認された。

社団法人 日本クレー射撃協会
競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）及び公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、並びに国際スポーツ射撃連盟（以下「ISSF」という。）の憲章等に基づき、社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という。）に所属する競技者の資格等に関する事項を制定し、もってクレー射撃競技の健全な普及・振興を図ることを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 この規程は、次号の競技者及び指導者等に適用する。

- (1) 競技者とは、本会に選手登録した者をいう。
- (2) 指導者等とは、本会が委嘱をした専門委員会の委員長、副委員長、常任委員等で、競技者の指導に関与している者をいう。

(競技者のあり方)

第3条 競技者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本会が定めた「協会理念・フィロソフィー」を基本として、本会定款を始めとする諸規定、並びに日体協や、JOC が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行しなければならない。
- (2) 本会が定める競技ルール及び ISSF ルールを遵守しなければならない。

(競技者の禁止事項)

第4条 競技者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 本会、日体協、JOC、ISSF が参加を禁止した競技会に出場すること。

- (2) 本会の承認を得ることなく、ISSF 公認の競技会に出場すること。
- (3) 本会の承認を得ることなく、賞金又は出場報酬が得られる競技会に参加すること。
- (4) 本会の承認を得ることなく、自らが自分の氏名、写真又は競技実績を広告等に使用すること、又は使用することを第三者へ許可すること。
- (5) 競技に際して、ドーピング行為又は暴力行為等により、フェアプレーの精神を著しく侵害すること。
- (6) その他、本会の名誉を著しく傷付けること。

(競技者の商行為及び届出義務)

- 第 5 条 競技者は、自らの責任において、次の各号の商行為を行うことができる。
但し、これらの行為を行うに際しては、競技者自身或いは他の競技者の名誉を傷付けたり、クレー射撃競技の健全な発展を妨げることは厳に慎まなければならない。
- (1) 講演会、テレビ出演、ラジオ放送・新聞・雑誌等の座談会、その他これに準ずる各種の行事に有償で出演すること。
 - (2) 競技用ユニフォームや使用する散弾銃などへ、ISSF 及び本会が許可した商標、商標名、所属チーム名、都道府県名以外の広告物を付して競技すること。
この場合、広告物の規格については、ISSF 規定を遵守しなければならない。
 - (3) 競技者は、第 1 項及び第 2 項の商行為を行うにあたり、事前に本会へ届け出て承認を経なければならない。

(マーケティングプログラム)

- 第 6 条 本会及び JOC が推進する肖像権を含むマーケティングプログラムには、積極的に協力するものとする。その契約に基づく協力金の支払いについては、別に定める規程による。

(賞金等の受け取り)

第7条 競技者の賞金等の受け取りについては、次の通りとする。

- (1) 競技者が本会の承認を経た競技会に出場し、その競技会が賞金又は出場報酬が得られる（以下「賞金等」という。）ものであった場合は、その賞金等を受け取ることができる。
- (2) 競技者が未成年であった場合は、所属する加盟団体又は加盟部会の代表者を通じて賞金等を受け取ることができるものとする。
- (3) 競技者が賞金等の受け取りを辞退した場合は、その賞金等を本会に帰属するものとする。

(役員等の責務)

第8条 役員等は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう努めなければならない。
- (2) 競技者の指導にあたり、人権を尊重し、身体的・精神的暴力行為を厳に慎まなければならない。
- (3) 競技会等のスポーツ活動以外の日常生活においても社会規範を遵守し、社会秩序の維持に努めなければならない。

(役員等の禁止事項)

第9条 役員等の禁止事項については、本規程第4条及び第5条を準用する。

(違反者に対する処分)

第10条 競技者又は役員等が本規程第4条及び第5条に違反する行為があったと認められる場合は、本会倫理規程に定められた手続きを経て倫理委員会が調査を行うものとする。

2. 被害の拡大が想定される場合は、資格審査委員会の審議を経て、倫理委員会の調査や当該案件の処分の有無が決定するまでの間、当該競技者又は指導者の権利

の一部又は全部を留保することができる。

3. 倫理委員会の調査後、本会が違反行為を認定し、倫理規程に基づき機関決定を経て当該競技者の処分を決定した場合、本会は当該競技者又は役員等へ処分決定の通告を書面により行うものとする。

(不服申し立て)

第 11 条 第 10 条第 3 項における処分決定の通告を受けた当該競技者又は役員等は、通告の日から 2 週間以内に文書により処分に対する不服申し立てを行うことができる。

2. 不服申し立てを受けた本会は、当該案件を公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）へ報告し、仲裁機構の裁定に委ねることとする。

(規程の変更)

第 12 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 27 日より施行する。

* 平成 25 年度第 7 回理事会（平成 26 年 3 月 26 日）承認